

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成29年6月5日
<b>【発行者名】</b>	三菱UFJ国際投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 松田 通
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	伊藤 晃
<b>【電話番号】</b>	03-6250-4740
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	国際のETF VIX短期先物指数
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	上限1兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月13日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年3月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みです。）の記載事項のうち、投資信託約款の重大な内容の変更（受益権併合および主要投資対象の変更）を行うべく、法令の規定に従い書面決議の手続きの実施に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

「第一部 証券情報（12）その他」については、＜訂正後＞の全文を記載します。

＜訂正後＞

### 第一部【証券情報】

#### （12）【その他】

##### 申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

##### 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

##### その他留意事項

- a. 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、取得申込に伴うファンドの主要投資対象である指数連動有価証券<sup>\*</sup>への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

<sup>\*</sup> 指数連動有価証券については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」をご覧ください。

- b. 申込代金には利息をつけません。

- c. 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

#### 〔受益権の併合および主要投資対象の変更に関するお知らせ〕

以下の内容は、平成29年5月23日付の適時開示情報を基に記載したものです。

委託会社は、当ファンドにつきまして、受益権の併合および主要投資対象の変更を行うために投資信託約款の重大な内容の変更を行うべく、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しています。当該書面決議においては、平成29年6月8日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と決めました。

**・当ファンドは、継続して東京証券取引所に上場され、売買取引は、引き続き行えます。**

## ・約款変更に関する書類のご送付

平成29年6月8日時点の受益者（当ファンドを保有されている方）に平成29年7月13日頃、約款変更に関する書類をお送りします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。

## ・当該約款変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

約款変更について賛否を問う書面決議を行います。議決権行使書面の返信をされない場合は、法令等の規定に基づき、変更案に賛成とみなされますので、議案に賛成の受益者の方は、何もお手続きいただく必要はありません。

### < 重大な約款変更の概要 >

#### 1. 変更の概要

##### (1) 受益権の併合

受益権の併合を行うことを可能にするための必要事項の記載を行います。あわせて当該変更に伴う約款変更を行います。

平成29年9月14日時点の受益権を対象として、同年9月15日に200：1の比率で併合を行います。（当該併合により、200口の受益権が1口となります。）なお、売買単位については変更ありません。

##### 理由

適正な商品性の維持のため、当ファンドの受益権併合を実施します。

当ファンドの基準価額は当初設定時には13,092円でしたが、平成29年5月19日時点で114円となっています。基準価額が低水準であることで、基準価額1円の変化が与える影響が相対的に大きくなっています。当ファンドの適正な商品性の維持および投資家の皆さまがより適正・円滑な形でお取引を行っていただけるよう受益権の併合を行うものです。

##### 実施日

書面決議で可決された場合、平成29年8月31日に上記に係る約款変更を行います。当該約款変更を受け、平成29年9月15日に受益権併合を実施します。

なお、平成29年9月12日より、併合後の口数での売買を行っていただくこととなります。

##### その他

##### 《受益権併合の影響》

受益権併合により、受益権総口数は200分の1に減少することとなりますが、1口あたりの純資産額は200倍となり、市況動向などの要因を除けば、理論的には、当該受益権の資産価値が変動するものではありません。

【例】	受益権併合前	受益権併合後
基準価額(円)	100	20,000
保有口数(口)	200	1
保有純資産総額(円)	20,000	20,000

##### 《受益権併合後に1口未満の端数が生じる場合の取扱い》

受益権併合に伴い生じる1口に満たない端数部分については、一括して売却し、その売却代金（端数処理代金）を端数が生じた受益者の方に対して、端数の持分に応じてお返しします。

併合前の保有総口数が200口に満たない受益者の方

全保有口数分の端数処理代金をお返しします。

併合前の保有総口数が200口以上の受益者の方

受益権併合日（平成29年9月15日）をもって、200口の受益権が1口となります。

200口を整数倍した部分以外の口数（200口に満たない端数部分）につきましては、当該端数部分の持分に相当する端数処理代金をお返しします。

保有受益権口数		1口～199口	200口以上
平成29年9月15日以降の保有受益権		なし	平成29年9月14日時点の受益権について、200口の整数倍部分を受益権として保有
端数受益権(200口に満たない部分)の処理		現金化して返金	同左
〔例〕	平成29年9月14日時点の保有受益権口数	105口	550口
	平成29年9月15日以降の保有受益権	0口	2口 (平成29年9月14日時点の200口が同年9月15日に併合され、1口になります。)
	現金化対象口数 (平成29年9月14日時点)	105口 (200口に満たないため、保有口数のすべてが現金化の対象となります。)	150口 (平成29年9月14日時点の保有口数から200口の整数倍部分を引いた口数が現金化の対象となります。)

#### 《取得申込および一部解約請求受付の停止》

受益権併合にあたっては、取得申込および一部解約請求の受付を停止します。取得申込については平成29年9月13日および9月14日、一部解約請求については平成29年9月7日から9月14日の受付を停止します。

なお、東京証券取引所における売買取引は通常通り行えます。

## (2)主要投資対象の変更

主要投資対象を指数連動有価証券から、外国有価証券指数等先物取引に係る権利および米国国債等に変更するものです。あわせて当該変更に伴う約款変更を行います。

#### 理由

金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に規定される信用リスクの分散（以下「分散投資規制」といいます。）に対応するため、主要投資対象を変更します。

分散投資規制とは、投資信託が抱える信用リスク（投資対象となる有価証券の発行体の元利金返済能力の悪化により、元本および利子の支払を受けることができなくなるリスク）を制限するため平成26年12月1日に施行された規制です。当該規制については、施行日から起算して5年間、適用除外となる経過措置期間が設けられており、期限である平成31年11月末までに対応する必要があります。

当ファンドは指数連動有価証券を主要投資対象としています。指数連動有価証券を主要投資対象とし続ける場合、上記規制が求める水準での信用リスクの分散を図ることができないため、主要投資対象を変更することで分散投資規制対応を図るものです。

#### 実施日

書面決議が可決された場合、主要投資対象の変更に係る約款変更の適用日は平成30年8月14日となります。

受益者の皆様におかれましては、上記趣旨をご理解賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。なお、上記の重大な約款変更の内容の詳細等につきましては、＜ご参考＞の投資信託約款変更案の新旧対照表をご確認ください。

## 2. 書面決議の実施

上記(1)および(2)に関する約款の変更は、平成29年7月13日頃にお送りします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内(平成29年7月13日から平成29年8月1日)に賛成の意思表示をされた受益者(法令等の規定に基づき、意思表示を行わず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する平成29年6月8日現在の受益権口数が同日現在の議決権を行使することができる受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合、平成29年8月3日に可決されます。  
なお、上記の重大な約款変更にご同意いただける場合には、特別なお手続きは必要ありません。

### 3. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記(1)または(2)の重大な約款変更反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、平成29年8月4日から平成29年8月23日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、平成29年6月8日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対した受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

## &lt;約款変更に係る手続きおよび日程&gt;

日付	手続き内容
平成29年6月8日（木）	書面決議基準日 当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者とします。
平成29年7月13日（木）	議決権行使書面の送付 議決権を行使できる受益者宛に約款変更に関する書類として「議決権行使書」、「書面決議参考書類」等を発送します。（受益者は保有する受益権の口数に応じて議決権を有します。） 約款変更「反対」される場合には、同封する「議決権行使書」の該当する議案の「否」の欄に丸印をつけてご返送ください。 すべての約款変更の議案にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。（返送されなかったものについては、法令等の規定により、賛成として取り扱われます。）
平成29年8月1日（火）	議決権行使期限 議決権行使書返送の期限となり、当日までの到着分をもって有効とします。（必着）
平成29年8月3日（木）	書面決議 「重大な約款変更」の可否の決定日となります。 平成29年8月1日（火）までに到着した「議決権行使書」をもって書面決議を行います。 議決権を行使することができる受益者の総受益権口数の3分の2以上が賛成であった場合に可決されます。
平成29年8月4日（金） ～8月23日（水）	買取請求期間 書面決議に反対の意思表示をされた受益者は当該期間に保有する受益権の買取りを受託会社に請求することができます。 買取請求対象となるのは平成29年6月8日時点の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。 書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。
平成29年8月31日（木）	約款変更適用日（受益権併合） 書面決議で可決された場合、受益権併合を行うことを可能にするための約款変更が適用されます。
平成29年9月14日（木）	併合の対象となる受益権の確定日 受益権併合の対象となる受益権が確定します。
平成29年9月15日（金）	受益権併合日 変更後の約款に基づき、平成29年9月14日（木）現在の受益権をもって、200：1の比率で併合を行います。（200口の受益権を1口に併合します。）
平成30年8月14日（火）	約款変更適用日（主要投資対象の変更） 書面決議で可決された場合、主要投資対象の変更にかかる約款変更が適用されます。 主要投資対象を指数連動有価証券から、外国有価証券指数等先物取引に係る権利（VIX指数先物）および米国国債等に変更します。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

## &lt;ご参考&gt;

国際のETF VIX短期先物指数  
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部            は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
－運用の基本方針－	－運用の基本方針－
<p>約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、基準価額の変動率を、円換算した S&amp;P 500 VIX 短期先物指数（S&amp;P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>外国有価証券指数等先物取引（外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）に係る権利および米国国債等を主要投資対象とします。</u>なお、市況動向等によっては、<u>対象指数への連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度 ①<u>主として米国国債等へ投資するとともに、外国有価証券指数等先物取引を行い、</u>基準価額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指します。なお、取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について<u>外国有価証券指数等先物取引を行う場合があります。</u>この場合、一時的に、<u>外国有価証券指数等先物取引の買建額が信託財産の純資産総額に対し100%を超過することがあります。</u></p>	<p>約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>指数連動有価証券（約款第19条第1項に規定する指数連動有価証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、</u>基準価額の変動率を、円換算した S&amp;P 500 VIX 短期先物指数（S&amp;P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>指数連動有価証券を主要投資対象とします。</u>なお、市況動向等によっては、<u>外国有価証券指数等先物取引（外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）に係る権利に投資する場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度 ①<u>指数連動有価証券への投資を通じて、</u>基準価額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指します。なお、取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について<u>指数連動有価証券の買付けを行う場合があります。</u>この場合、一時的に、<u>指数連動有価証券への投資比率がファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。</u></p>



変更後（新）	変更前（旧）
<p>②市況動向等によっては、<u>対象指数への連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。</u></p> <p>③～④（略）</p> <p>3. 投資制限 （略）</p> <p>4. 収益配分方針 （略）</p>	<p>②市況動向等によっては、<u>対象指数に係る外国有価証券指数等先物取引を利用する場合があります。この場合、先物取引の約定価格と終値との価格差等の要因により、一時的に、投資比率がファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。</u></p> <p>③～④（略）</p> <p>3. 投資制限 （略）</p> <p>4. 収益配分方針 （略）</p>
<p>（当初の受益者）</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第9条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>（当初の受益者）</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第9条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>（受益権の分割、再分割および併合）</p> <p>第9条 委託者は、第3条第1項の規定により生じた受益権については、同条同項において信託された金額を同条第2項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができます。</u></p> <p>③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の定めにしたがい、次の各号の通り行います。</u></p> <p>1. <u>受益権の再分割または併合に係る増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p>	<p>（受益権の分割）</p> <p>第9条 委託者は、第3条第1項の規定により生じた受益権については、同条同項において信託された金額を同条第2項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録します。</u></p> <p><u>3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p><u>4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u></p> <p><u>5. 委託者は受益権の取得申込みの受けおおよび一部解約の実行請求の受けおについて制限を行う場合があります。</u></p> <p><u>④ 委託者は、平成29年9月14日現在の受益権を200対1の割合で併合します。</u></p>	<p>&lt;追加&gt;</p>
<p>（受益権の帰属と受益証券の不発行）</p> <p>第12条 この信託のすべての受益権は、<u>社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ 委託者は、第9条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p>	<p>（受益権の帰属と受益証券の不発行）</p> <p>第12条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ 委託者は、第9条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第14条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第9条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受付けません。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みを受付けることができます。</p> <p>1. 取得申込日またはその翌営業日が、別に定める<u>外国の金融商品取引所等（以下「外国金融商品取引所等」といいます。）の休業日のいずれかに該当する場合</u></p> <p>2. 取得申込日が、「日本における委託者または受託者の休業日（以下「国内休業日」といいます。）かつ<u>いずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日</u>」の前営業日<u>または翌営業日</u>に該当する場合</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>⑥ <u>委託者は、次の各号に該当する場合は、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申</u></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第14条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受付けません。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みを受付けることができます。</p> <p>1. 取得申込日またはその翌営業日が、別に定める日（以下「<u>海外休業日</u>」<u>と</u>いいます。）のいずれかに該当する場合</p> <p>2. 取得申込日が、「日本における委託者または受託者の休業日（以下「国内休業日」といいます。）かつ<u>海外休業日でない日</u>」の前営業日に該当する場合</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、<u>取得申込に伴う第19条第1項に規定する指数連動有価証券への投資ができない場合</u>、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>込みの受付けを取り消すことができます。</u></p> <p><u>1. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われなるときもしくは停止されたとき。</u></p> <p><u>2. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。</u></p> <p><u>3. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の取得申込みに係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。</u></p>	
<p>（投資の対象とする資産の種類等）</p> <p>第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。</p> <p>1. 有価証券</p> <p>2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条に定めるものに限ります。）に係る権利</p> <p>3. 約束手形</p> <p>4. 金銭債権</p> <p><u>② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととしま</u></p>	<p>（投資の対象とする資産の種類）</p> <p>第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。</p> <p>1. 有価証券</p> <p>2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条に定めるものに限ります。）に係る権利</p> <p>3. 約束手形</p> <p>4. 金銭債権</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
す。	
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第19条 委託者は、信託金を、主として、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第19条 委託者は、信託金を、主として、<u>指数連動有価証券（対象指数（対象指数を円換算したものを含まず。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（次に掲げる有価証券のうち第2号から第5号に掲げるものに限るものとします。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u></p> <p>（以下、略）</p>
<p>（利害関係人等との取引等）</p> <p>第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含まず。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条および第27条ないし第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および同条第2項に掲げる</p>	<p>（利害関係人等との取引等）</p> <p>第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含まず。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに前条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条および第27条ないし第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条ならびに前条第1項および同条第2項に掲げる資産へ</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>資産への投資等ならびに第 22 条、第 24 条および第 27 条ないし第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。</p> <p>④ （略）</p>	<p>の投資等ならびに第 22 条、第 24 条および第 27 条ないし第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。</p> <p>④ （略）</p>
<p>（収益分配金、<u>端数処理代金</u>、<u>償還金</u>および一部解約金の支払い）</p> <p>第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>第 9 条第 3 項第 4 号の規定により分配される金銭（以下「端数処理代金」といいます。）の支払いは、原則として、受託者が、受益権の再分割または併合の効力発生日から 3 ヶ月以内の委託者の指定する日から行うものとし、持ち分を有する受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式等により端数処理代金を受領することができます。</u></p> <p>④ <u>償還は、信託終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑤ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益</u></p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日の 3 営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者を信託終了日現在の受益者として、当該受益者に対して、受託者または受益権上場取引所の会員等から支払います。</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u></p> <p><u>⑥ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u></p> <p><u>⑦ 受託者は、収益分配金、端数処理代金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</u></p> <p><u>⑧ 一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p><u>⑨ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</u></p>	<p>&lt;追加&gt;</p> <p><u>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</u></p> <p><u>⑤ 一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p><u>⑥ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</u></p>
<p>（<u>収益分配金、端数処理代金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責</u>）</p> <p>第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、<u>ならびに端数処理代金および償還金については第 37 条第 3 項および第 6 項に規定する支払開始日からそれぞれ 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u></p> <p>② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 8 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>③ 受託者は、前各項の規定により収益分配</p>	<p>（<u>収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責</u>）</p> <p>第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、<u>および償還金については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u></p> <p>② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>③ 受託者は、前各項の規定により収益分配</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>金、<u>端数処理代金</u>、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
<p>(収益分配金、<u>端数処理代金</u>および償還金の時効)</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については第37条第2項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、<u>ならびに端数処理代金</u>および信託終了による償還金については第37条第3項および第6項に規定する委託者の指定する日から<u>それぞれ</u>10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については第37条第2項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第37条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が<u>定める一部解約の実行に係る一定口数</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該請求は受けません。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求を受け付けることができます。(以下、本項の適用により一部解約の実行の請求を受けないとする期日および期間を「一部解約請求不可日」といいます。)</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日またはその翌営業日が、<u>外国金融商品取引所等の休業日</u>のいずれかに該当する場合</p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が、「国内休業日、かつ<u>いずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日</u>」の前営業日<u>または翌営業日</u>に該当する場合</p> <p>3. 一部解約の実行の請求日が、第32条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が<u>別に定める単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該請求は受けません。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求を受け付けることができます。(以下、本項の適用により一部解約の実行の請求を受けないとする期日および期間を「一部解約請求不可日」といいます。)</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日またはその翌営業日が、<u>海外休業日</u>のいずれかに該当する場合</p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が、「国内休業日、かつ<u>海外休業日でない日</u>」の前営業日に該当する場合</p> <p>3. 一部解約の実行の請求日が、第32条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に</p>



変更後（新）	変更前（旧）
<p>該当する場合</p> <p>4. 一部解約の実行の請求日から起算して<u>6</u>営業日目までの期間に<u>外国金融商品取引所等の休業日が3日以上</u>ある場合の当該請求日</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に該当する場合は、<u>第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。</u></p> <p><u>1. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われな</u>いときもしくは<u>停止されたとき。</u></p> <p><u>2. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。</u></p> <p><u>3. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。</u></p>	<p>該当する場合</p> <p>4. 一部解約の実行の請求日から起算して<u>5</u>営業日目までの期間に<u>海外休業日</u>がある場合の当該請求日</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、<u>一部解約に伴う指数連動有価証券の売却等</u>ができない場合、その他やむを得ない事情があるときには、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>4. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が完了しなかったとき。</p> <p>⑨ 前 2 項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（一部解約請求不可日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p>⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（一部解約請求不可日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い）</p> <p>第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払いならびに<u>端数処理代金等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。</p>	<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い）</p> <p>第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。</p>
<p>（信託契約の解約）</p> <p>第 43 条 委託者は、<u>信託期間中において、信託財産の純資産総額が 1 億円を下ることとなった場合</u>、円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>②～⑥ （略）</p>	<p>（信託契約の解約）</p> <p>第 43 条 委託者は、<u>信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 1 万口を下ることとなった場合</u>、円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>②～⑥ （略）</p>
<p>（付表）</p> <p>I. 別に定める金融商品取引所</p>	<p>（付表）</p> <p>I. 別に定める金融商品取引所</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(略)</p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p><u>II. 別に定める外国の金融商品取引所等</u> 約款第14条第2項第1号に規定する「別に定める外国の金融商品取引所等」とは、次に掲げる金融商品取引所等をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBOE*先物取引所（*Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所））</li> <li>・ ニューヨーク証券取引所</li> <li>・ ニューヨークの銀行</li> </ul> <p><u>&lt;削除&gt;</u> <u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>II. 委託者が別に定める単位</u> 約款第14条第1項および第41条第1項に規定する「委託者が別に定める単位」とは、次に掲げる単位をいいます。</p> <p style="text-align: center;"><u>1万口以上1口単位</u></p> <p><u>III. 別に定める日</u> 約款第14条第2項第1号に規定する「別に定める日」とは、次に掲げる日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBOE*先物取引所の<u>休業日</u>（*Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所））</li> <li>・ ニューヨーク証券取引所の<u>休業日</u></li> <li>・ ニューヨークの銀行の<u>休業日</u></li> <li>・ <u>ロンドン証券取引所の休業日</u></li> <li>・ <u>ロンドンの銀行の休業日</u></li> </ul>

以上